

WideAngle マネージド SOAR 利用規約

第1章 総則

第1条 規約の制定目的

当社は契約者に WideAngle マネージド SOAR（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、WideAngle マネージド SOAR 利用規約（サービス仕様書、別紙を含みます。以下「本規約」といいます。）を定めます。

第2条 本規約の範囲

本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

2 当社が本サービスの円滑な提供、運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条 本規約の公表

当社は、当社の Web サイト(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

第4条 本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

第5条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1) 「本サービス」とは、Microsoft のクラウド SIEM である Microsoft Sentinel に対応し、Microsoft Sentinel を用いてお客さまのセキュリティデバイスを監視するサービスです。
- (2) 「サービス仕様書」とは、本サービスの機能の詳細を記載したものであり、当社の Web サイト上 (<https://support.ntt.com/wideangle-soar>) に掲載されているものを指します。
- (3) 「利用開始日」とは、当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始した日をいいます。
- (4) 「基本プラン」とは、本サービスの提供メニューで、「別紙 料金表 本サービスの種類等」に規定するものです。本サービスで申込み必須のものです。
- (5) 「オプションメニュー」とは、「別紙 料金表 本サービスの種類等」に規定するメニューです。お申込み必須ではありません。
- (6) 「月額料金」とは、毎月一定の金額が発生する料金で別紙 料金表に定めるものをいいます。
- (7) 「初期費用」とは、本サービスの提供のための初期設定及び設定工事にかかる費用を指し、利用開始月の料金月にのみ発生する料金で別紙 料金表に定めるものをいいます。

(8) 「変更費用」とは、変更工事にかかる費用を指し、変更した月の料金月にのみ発生する料金で別紙 料金表に定めるものをいいます。

(9) 「ポイント」とは、作業依頼の申請及び実施に必要な単位で、本サービスでは、基本プランにポイントは含まれません。オプションメニュー（作業依頼ポイント追加）をご契約いただくことにより、契約に応じて毎月発行されるポイント数をご利用いただけます。ポイントは、利用開始日または変更日に発行（翌月以降は月単位で毎月 1 日に発行）され、消費されなかったポイントはその月末に失効します。ポイントは、契約者が作業依頼の申請を行い、当社が申請内容を承認した時点で消費されます。契約者は、作業依頼申請時に必要なポイント数がない場合は、申請ができません。

(10) 電気通信設備とは、電気通信、または本サービスの提供を行うための機械、器具、線路その他の設備をいいます。

(11) 提携事業者とは、次の各号に該当する者をいいます。

①本サービスの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の当該業務受託事業者（以下「再委託先」といいます。）

②本サービスの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを当社に供給する事業者

第 2 章 契約

第6条 申込みと承諾

本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

2 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。

3 契約者は契約内容の変更を申し込むことができます。

4 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

(1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき。

(2) 本サービスの申込者が、本サービスまたは当社の提供するサービスの料金または手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。

(3) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき。

(4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき。

(5) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みにかかる内容の確認または変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき。

(6) 申込者が当社が同業者であると認める者であるとき。

(7) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

5 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第 2 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用および第 3 項(2)乃至(6)に基づく承諾の取り消しの場合は第 7 条に定める料金を負担するものとします。

6 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第7条 最低利用期間

別紙に特段の定めがない限り、契約者は、第2項に定める期間（以下「最低利用期間」といいます。）内に本サービスにかかる契約の解約があった場合は、当該解約があった日から最低利用期間末日までの期間に相当する本サービス利用料金を一括して支払うものとします。

2 前項の最低利用期間は、当社が別に指定する日から起算して1ヶ月とします。

第8条 契約者の地位の承継

相続または法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

第9条 氏名等の変更の届出

契約者は、その氏名もしくは商号、住所もしくは所在地またはその他契約者にかかる事項について変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する資料を提示いただくことがあります。

3 第1項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

第10条 契約上の地位の譲渡

契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第11条 契約者が行う本契約の解約

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メール、Web等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。

第12条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

(1) 第14条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。

(2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金または手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。

(3) 契約者が第6条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。

(4) 本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき。

(5) 契約者が自らまたは反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき。

(6) 本契約の全部又は一部に係る本サービスの全部又は一部の提供に必要な製品が製造業者のサポートを受けられなくなったとき。

3 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

(1) 緊急またはやむを得ない場合。

(2) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。

(3) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始、会社更生手続きの開始もしくは破産申し立てをしたとき。

(4) 手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。

(5) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。

(6) 前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

4 当社は、第13条（利用中止）第13条(6)の規定により本サービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、本サービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約の一部もしくは全部を解約することがあります。なお、当社は本項の規定により、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約の一部もしくは全部を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

5 前項により契約の全部が解約されたときは、第7条の規定は適用しません。ただし、本項の規定は当該解約前に契約者に生じた債務を免除するものではありません。

第3章 利用中止等

第13条 利用中止

当社は次の場合には本サービスの一部または全部の利用を中止することがあります。

(1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上またはサービス提供上やむを得ないとき。

(2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。

(3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき。

(4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。

(5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。

(6) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、本サービスの全部又は一部の提供が困難となったとき。

- 2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

第14条 利用停止

当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときまたは支払われないことが合理的に見込まれるとき。

(2) 本規約に反する行為を行ったとき。

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合は、この限りではありません。

第15条 利用の制限

当社は、天災、事変、パンデミック、エピソード、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスにかかる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

- 2 当社は、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、本サービスの提供とその電気通信事業者等の提供するサービス等との間の通信を継続して行うことについて当社の業務の遂行に重大な支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が認めるときは、その通信の一部の利用を中止することがあります。
- 3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、本サービスの一部または全部の利用を中止する措置をとることがあります。
- 4 当社が前各項の措置をとったことにより契約者または第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は責任を負いません。

第4章 料金等

第16条 料金

本サービスの料金は、別紙 料金表に定めるところによります。なお、物価の上昇、経済事情の変動等により別紙 料金表に定めるメニュー等の料金等が不相当となった場合、当社は、原則としてその料金等の変更を実施できるものとします。また、別紙 料金表に定めるメニュー等の料金等を値上げする場合は、30日前までに契約者に通知するものとします。

第17条 料金の支払義務

契約者は、本規約に基づいて当社が契約者に本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解約があった日までの期間（提供を開始した日と解約または廃止のあった日が同一の日である場合は1日間とします。）について、利用料金の支払を要します。

- 2 利用中止または利用停止があったときは、本サービスにかかる契約者は、その期間中の料金の支払を要します。
- 3 契約者が利用料金の支払を不法に免れた場合、当社はその免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として請求できるものとします。

第18条 初期費用及び変更費用の支払義務

第17条に定めるほか、契約者は、別紙 料金表に規定する初期費用及び変更費用の支払を要します。ただし、初期設定作業または工事の着手前に契約の解約、作業の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその初期費用または変更費用が支払われている場合は、当社はこれを返還します。

- 2 初期設定作業または工事の着手後完了前に契約の解約があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者はその作業に関して解約等があったときまでに着手した作業の部分についてそれに要した費用の支払を要します。

第19条 延滞利息

当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

第5章 データの取扱い

第20条 データに関する責任

第25条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）および本サービスの利用により生成、提供または伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損もしくは漏洩した場合または滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者または第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

- 2 前項の規定は、当社の故意または重過失によるものである場合は適用しないものとします。
- 3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

第21条 データの確認・複製

当社は、当社の電気通信設備の故障もしくは停止等の復旧等の設備保全または本サービスの維持運営のため、保存データを確認、複写または複製することがあります。

2 当社は前項に加え、保存データおよび生成等データのうち、複数の契約者に関する情報から共通要素を抽出し、集計して得られるデータ（以下「統計データ」といいます。）に加工した上で、以下の目的において、自ら利用し、第三者に提供することができます。

(1) 利用する情報：本サービスの提供を通じて得られる、セキュリティデバイスのアラートやインシデント情報及びその結果に関する情報

(2) 利用する目的：・セキュリティに関する啓発を目的として、本サービスの契約者が特定されない態様に加工した上で、レポート等にまとめ公表すること。

・当社又は当社の関連会社の設備の保全、サービスの開発、又はその他の業務の遂行のために利用すること。

3 契約者は、統計データに関する権利が当社に帰属することに同意します。

第22条 データの利用

当社は、以下に定める情報を以下の目的の範囲内で利用することがあります。

(1) 利用する情報：保存データと生成等データ

(2) 利用する目的：・本サービスを提供するため。

・本サービスの開発及び改善のため。

・当社または当社の関連会社が提供するサービスに対して、セキュリティ対策のデータとして利用するため。

・当社の関連会社と共有し解析を行うことにより、契約者の利用する本サービスの有用性を高めるため。

第23条 データの削除

当社は、第 27 条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、当社は第 11 条（契約者が行う本契約の解約）または第 12 条（当社が行う本契約の解約）の契約の解約があったとき、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者または第三者に発生した直接または間接の損害についての責任を負わないものとします。

第24条 データのバックアップ

契約者は、自らの責任で保存データおよび生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップを行った際の方法およびその結果について責任を負わないものとします。

2 当社は、当社と契約者の間で別途保存データおよび生成等データのバックアップにかかる契約がある場合、保存データおよび生成等データのバックアップを行います。この場合、保存データおよび生成等データのバックアップ等にかかる損害について、当社は当該契約に定められた範囲で責任を負います。

3 契約者は、本サービスにかかる契約が終了等するときには、保存データおよび生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。

4 当社は消去された保存データおよび生成等データは修復しません。

第6章 損害賠償等

第25条 責任の制限

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

- 2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、本サービスにかかる月額定額料金（料金表の利用料金のうち、本サービスが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分にかかるものに限ります。）の合計額を上限として、その責任を負うものとします。
- 3 当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

第7章 雑則

第26条 免責

当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者にかかる損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。

- 2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分またはその他の原因を問わず、責任を負わないものとします。また、当社は本サービスを現状有姿で提供するものであり、契約者は、当社が本サービスについて正確性、実現性、有用性、有効性を保証するものではないことを了承し、契約者の責において本サービスを利用するものとします。
- 3 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造または変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- 4 当社は、本サービスが日本国外の地域の規制（法令、規則、政府ガイドライン等を含みますがこれに限られません。）に適合していること、及び日本国外の地域で利用可能であることについて何ら保証を行わず、契約者もしくは契約者のエンドユーザーによる日本国外の地域での本サービスの利用または契約者もしくは契約者のエンドユーザーの保存データおよび生成等データの日本国外から日本国内への移転によって発生したいかなる損害についても当社は責任を負いません。
- 5 本サービスは Microsoft が提供する Azure Lighthouse 及び Microsoft Sentinel を利用しています。Azure Lighthouse または Microsoft Sentinel が動作しないこと（Microsoft に起因する Azure Lighthouse または Microsoft Sentinel の不具合、使用不可を含みますがこれに限られません。）に起因し

て本サービスが提供できない場合、当社は責任を負いません。また、お客さまご自身で Microsoft Sentinel をはじめとした Azure の設定変更（データコネクタの設定変更、ログ保存期間の設定変更、Logic Apps の設定変更などを含みますがこれに限りません。）により本サービスが正常に提供できなくなった場合、当社は責任を負いません。

- 6 当社は、本サービスがすべてのセキュリティ上の脅威や攻撃を検知、乃至は対処することについて何ら保証を行わず、これらに関連して契約者に損害が発生したとしても責任を負いません。
- 7 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責または制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第27条 本サービスの廃止

当社は本サービスの一部または全部を廃止することがあります。

- 2 前項の規定による本サービスの一部または全部の廃止があったときは、本サービスの一部または全部にかかる契約は終了するものとします。
- 3 当社は、本サービスの一部または全部の廃止に伴い、契約者または第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
- 4 当社は、本サービスの一部または全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

第28条 法令に規定する事項

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第29条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社または第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。
- (2) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと。
- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
- (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
- (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用または運営に支障を与える行為をしないこと。
- (6) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
- (7) 法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- (8) 本サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造

関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと。

(9) 前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為をしないこと。

(10) 利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること。

(11) 当社が本サービスを提供できるようにするため、当社が適宜要求する契約者の技術データ及びその他情報を当社が定める期間内に提供すること。全ての提供された情報は正確、完全かつ誠意をもって提供されるものでなければならず、当社はこれに依拠することができるものとします。

- 2 契約者は前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者またはその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。
- 4 契約者は、契約者または契約者のエンドユーザーの保存データおよび生成等データの日本国外から日本国内への移転につき、すべての責任を負うこととします。
- 5 契約者は、本サービスにかかる ID およびパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容のみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したもののみとみなします。
- 6 契約者が前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の業務遂行または当社の設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。
- 7 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。
- 8 契約者は、本サービスが日本国内で利用されることを前提に設計されていることを確認し、日本国外で本サービスを利用しようとするときは、契約者の責任と費用において外国為替及び外国貿易その他輸出関連法令並びに当該日本国外の地域において適用される法令・規則・政府ガイドライン等を遵守し、所定の手続きを取ることとします。
- 9 契約者は、本サービスを契約名義人以外の第三者が利用する場合、又は本サービスの利用に契約者の要請に基づく第三者が関係する場合には、本規約上の契約者の義務を当該第三者にも順守させるものとします。また、当該第三者による義務違反については、契約者が責任を負うものとします。
- 10 前項の規定は、契約者又は第三者による本サービスの利用に関係してハードウェア又はソフトウェアが自動的・自律的に行う通信についても、同様とします。
- 11 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

第30条 契約者の協力義務

当社は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、お

よび当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

(1) 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合。

(2) 故障予防または回復のため必要な場合。

(3) 技術上必要な場合。

(4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合。

2 契約者は、本サービスが不正に利用され、または利用されようとしているときには、ただちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用にかかる当社の調査に協力するものとします。

第31条 契約者に対する通知

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(2) 契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、または FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時または契約者の FAX 番号宛に FAX を送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(3) 契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

第32条 当社の知的財産権

本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与または提示するソフトウェア等のプログラムまたは物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権およびそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社または当社の指定する者に帰属するものとします。また、本サービスに対して、当社が掲示している商標、ロゴ等は、契約者その他の第三者に対して、商標、ロゴ等を譲渡し、またその使用を許諾するものではありません。

2 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイルまたは逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行わないこと。

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(4) 当社または当社の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除または変更しないこと。

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第33条 個人情報の取扱い

当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)によります。

第34条 第三者への委託

契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部または一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

- 2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第25条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。

第35条 承諾の限界

当社は、第6条（申込みと承諾）に定めるほか、契約者から本サービスの利用に関する要望があった場合に、その要望を実現することが困難なときまたは当社の業務の遂行上支障があるときは、その要望を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその要望を行った者に通知します。

第36条 管轄裁判所

契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第37条 分離可能性

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効または法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

第38条 準拠法

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。

別紙 料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者が本サービスにかかる契約に基づき支払う料金等のうち、利用料金を料金月にしながら計算します。この場合、当社は、別冊に特段の定めがない限り、日本標準時を用いて利用料金を計算します。「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。
- 2 当社は、別冊に別段の定めがない限り、1の契約IDごとに1の料金月に発生した利用料金を合算して、その料金月における料金として請求します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日の本サービスの提供の開始（オプションについてはその提供の開始とします。）又は本契約の解除（オプションについてはその廃止とします。）があったとき。
 - (2) 料金月の初日に本サービスの提供の開始を行い、その日にその契約の解除があったとき。
 - (3) 料金月の初日以外の日第6条（申込みと承諾）第6条2項に規定する申込事項の変更等により利用料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
- 4 利用料金の日割は、料金月の日数により行います。
- 5 利用料金については、当社は、特別の事情がある場合は、通則1の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の清算は、最終料金月において行います。
- 6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。この場合、当社は、通則3の規定にかかわらず、日割計算により利用料金を調整することがあります。
- 7 当社は、本サービスにかかる契約の解除後または別冊等に定めるメニュー等の提供の終了後にメニュー等の利用が発生した場合、その利用に基づく料金等を契約者に請求します。

(端数処理)

- 8 別段の定めがない限り、当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 9 契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する方法により料金等を支払っていただきます。
- 10 料金等は、支払期日の到来する順序にしたがって支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

- 11 当社は、当社に特別の事情がある場合は、通則9および10の規定にかかわらず、契約者の同意を得て、2以上の料金月分の料金等を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

ます。

(過払金の相殺)

12 当社は、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金等でその過払金を相殺して返還することがあります。

(前受金)

13 当社は、料金等について、契約者が希望する場合には、利息を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

14 本規約により支払を要するものと定められている料金等の額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下、同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

15 通則 14 の算定方法により支払を要することとなった額は、料金表に表示された額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下、同じとします。))の合計と異なる場合があります。

16 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

17 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。

18 当社は、料金等の減免を行ったときは、契約者にその旨を通知します。

(本サービスの種類等)

19 本サービスにて規定する提供メニューは以下のとおりです。

サービス区分	メニュー
基本サービス	基本プラン
オプションサービス	作業依頼ポイント追加

(適用)

20 本サービスに係るオプション「作業依頼ポイント追加」の料金は、本オプションサービスで追加される追加ポイント数5ポイント単位に応じて計算します。

本サービスに係る「機能利用料」の料金は、契約されるデバイス数に応じて計算します。

第 1 表 利用料金

1. 下表に定めるものとします。

区分			単位	料金種別	料金額 (税込価格)
初期費用	基本設定工事費用		契約	一括	500,000 円 (550,000 円)
	利用設定工事費用 (ログ収集)		デバイス	一括	150,000 円 (165,000 円)
	利用設定工事費用 (自動ログ分析/自動通知)		デバイス	一括	400,000 円 (440,000 円)
	利用設定工事費用 (自動ログ分析/自動通知/自動対処)		デバイス	一括	400,000 円 (440,000 円)
変更費用	変更工事基本費用		契約	一括	200,000 円 (220,000 円)
	ログバックアップ工事費用		契約	一括	200,000 円 (220,000 円)
	利用設定工事費用 (ログ収集)		デバイス	一括	150,000 円 (165,000 円)
	利用設定工事費用 (自動ログ分析/自動通知)		デバイス	一括	400,000 円 (440,000 円)
	利用設定工事費用 (自動ログ分析/自動通知/自動対処)		デバイス	一括	400,000 円 (440,000 円)
	設定変更工事費用 (ログ収集 Configuration 設定変更)		デバイス	一括	100,000 円 (110,000 円)
	設定変更工事費用 (自動ログ分析 任意 ログソース変更)		デバイス	一括	100,000 円 (110,000 円)
	設定変更工事費用 (自動通知/自動対処 Severity 設定変更)		契約	一括	300,000 円 (330,000 円)
	利用削除設定工事費用 (ログ収集)		デバイス	一括	100,000 円 (110,000 円)
	利用削除設定工事費用 (自動ログ分析/自動通知)		デバイス	一括	400,000 円 (440,000 円)
	利用削除設定工事費用 (自動ログ分析/自動通知/自動対処)		デバイス	一括	400,000 円 (440,000 円)
月額料金	基本プラン利用料		契約	月額	100,000 円 (110,000 円)
	機能利用料 (自動ログ分析/自動通知)		デバイス	月額	100,000 円 (110,000 円)
	機能利用料 (自動ログ分析/自動通知/自動対処)		デバイス	月額	300,000 円 (330,000 円)
	オプション利用料	作業依頼ポイント追加	5 ポイントごと	月額	250,000 円 (275,000 円)
[備考]					

一括：利用開始月または変更月の料金月にのみ発生する定額料金

月額：利用期間中毎月発生する定額料金

第 2 表 利用料金の適用等

1. 本サービスにかかる利用料金の額は、別段の定めがない限り、1 の料金月において、次表に掲げる料金種別ごとの算定方法および第 1 表に定める利用料金に基づき、第 1 表に定める課金単位ごとに算出されるものとします。

料金種別	内容
月額固定	利用時間または利用量にかかわらず、第 1 表に規定する定額の料金額を月額料金として適用します。
その他	上記の料金種別に該当しないものをいい、別冊に定めるところにより適用します。

付 則 （令和 5 年 3 月 24 日 M S S セ 01039593 号）

この規約は、令和 5 年 3 月 31 日から実施します。

付 則 （令和 6 年 12 月 11 日 M S S セ 000400001679-01 号）

この改正規定は、令和 6 年 12 月 26 日から実施します。

付 則 （令和 7 年 3 月 18 日 M S S セ 000400001938-01 号）

この改正規定は、令和 7 年 3 月 24 日から実施します。